



仙北市 男女共同 参画計画

「今から一歩

ともに歩き出そう

仙北市の男女共同参画」

平成20年3月
仙 北 市

もくじ

第1章	計画の策定にあたって	1
第2章	計画策定の背景	2
第3章	基本目標と施策の方向	4
第4章	計画の体系と施策の方向	8
第5章	計画の体系別具体的施策	9
第6章	計画の推進	23

参 考

男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)	25
秋田県男女共同参画推進条例(平成14年3月29日秋田県条例第18号)	31
用語説明	37
仙北市男女共同参画推進委員会委員名簿	41
仙北市男女共同参画標語優秀作品	42

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、憲法で基本的人権と法の下での平等が明記され、男性も女性も個人として尊重されることが保障されています。平成11年（1999年）に男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけられました。

本市が目指す男女共同参画社会は、すべての人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる豊かな活力ある社会です。この男女共同参画社会づくりのための基本的方向を示したものがこの「仙北市男女共同参画計画」です。

本市では、この計画に基づき、あらゆる分野の施策に男女共同参画社会づくりの視点を反映させ、男女共同参画社会づくりを総合的、計画的に推進します。

2. 基本理念

男女が社会の対等な構成員として互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、自らの意思で人生を選択し、個性と能力を十分に発揮でき、喜びも責任も分かち合える社会の実現を目指します

3. 基本的視点

1. 男女の人権の尊重
2. 固定的な役割分担意識の改革
3. あらゆる分野での男女のパートナーシップの実現

4. 計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置付けられるもので、同法に基づいて策定された国の「男女共同参画基本計画」及び秋田県の「秋田県男女共同参画推進計画」並びに「秋田県男女共同参画推進条例」を勘案して策定したものです。

また、仙北市総合計画における基本計画のひとつ「ともに参加し行動する市民協働のまち」においても「男女共同参画社会の実現」が掲げられており、その実現を図るため、男女共同参画施策の基本目標と基本的方向を示すものです。

5. 計画の期間

この計画の期間は、平成19年（2007年）度から平成23年（2011年）度までの5年間としますが、内外情勢の動向や社会状況の変化、国、県の動向に対応し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画策定の背景

1. 国、県の動き

国では、平成11年（1999年）に男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけられました。平成12年（2000年）には男女共同参画に係る初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。そして、平成17年（2005年）には、新たに「男女共同参画基本計画（第2次）」を閣議決定し、我が国における男女共同参画社会の実現に一層取り組んでいくこととしました。

秋田県でも、平成12年に「秋田県男女共同参画推進計画」を平成13年度から10年間の計画として策定し、平成14年4月に、秋田県男女共同参画推進条例を施行しています。平成18年3月には、「新秋田男女共同参画推進計画」を策定しています。

2. 男女共同参画の視点から見た仙北市の特性と課題

(1) 家庭や地域の慣習・しきたりの再考及び意識改革

どの地域においても昔から様々な慣習・しきたりがあります。これらの中には長い歴史の中で代々受け継がれてきた伝統的文化として、後世に伝えるべきものもありますが、「男らしさ、女らしさ」の押し付けや「男は仕事、女は家庭」などの固定的な性別役割分担意識に基づく慣習・しきたりは、男女共同参画社会の形成を妨げる大きな要因のひとつになっていると指摘されています。

一般的に、秋田県の県民性として、大きな変化を好まない安定志向が強くあり、開放性に欠ける面があると言われてしています。本市においても例外ではありません。

本市は「観光産業を活かした北東北の交流拠点都市をめざして」と将来像を掲げており、ここに暮らす人々がここを訪れる人々と交流を深め、心身を癒すことのできるまちをめざしています。そのためにも、性別に関わらずここに暮らす人々にとってより住みやすいまちをつくるには、一人ひとりが慣習・しきたりを再考し、男女が対等な立場で意見を交わし、意思決定の場に自分の意思で参画できるような体制づくりと、お互いに認め合うことができる意識の定着が必要です。

(2) 観光産業や農林業及び商工業等自営業における男女共同参画の確立

観光産業や農林業及び商工業では、女性が担い手として、男性とともに、それぞれの産業を支える重要な役割を果たしています。

特に、観光産業を支える商業、飲食店・宿泊業に従事している女性も多く、男女の比率をみても女性が上回っています。経営者としての女性の役割は大きく、またそれらの仕事に従事している女性の活躍も見られることから、労働条件や労働環境

のさらなる整備・充実とともに、経営や事業運営にも男女がパートナーシップを持って参画し、働きがいのある職場づくりを推進していくことが必要です。

一方、農林業においては、その経営に女性が重要な役割を果たしているにもかかわらず、労働条件が整備されているとは言えず、家族経営協定を結んでいるのは、わずか18家族（平成19年3月31日現在）となっています。

（3）高い高齢化率と人口減少

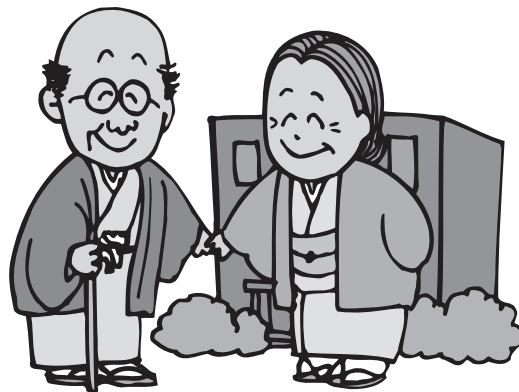
本市の65歳以上の人口は、秋田県長寿社会課で発表している「秋田県の高齢化率」によると、平成19年7月1日現在で9,960人、高齢化率は32.1%となっています。また平成17年国勢調査によると、9,837人で老年人口割合は30.9%（秋田県：26.9%、全国：20.1%）と非常に高い状況にあります。平成7年度、平成12年度の国勢調査による人口を基礎データとして推計すると、本市の老年人口割合は平成37年には40%に達すると予測されています。

また、平成17年国勢調査によると、本市は三世帯同居世帯数が2,750世帯で、一般世帯に占める割合が26.8%（秋田県：19.3%、全国：8.64%）と高くなっています。また夫婦のいる一般世帯での夫婦ともに就業している世帯は3,808世帯で、夫婦のいる一般世帯に占める割合は55.63%（秋田県：50.83%、全国：44.35%）と共働きの割合が多くなっています。

人口千人当たり出生率については、平成17年人口動態統計によると、6.2人（秋田県：6.7人、全国：8.4人）と低い状況になっています。

間近に迫っている本格的な高齢社会を支える子どもの数が減少し、深刻な人口減少が続く見込みとなっています。本市の人口は平成17年国勢調査では、31,868人ですが、現在の減少ペースが続くと、2030年には20,000人台にまで落ち込む推計がでています。

このようなことから、男女が共にいきいき暮らせる家庭や地域社会をつくるためには、育児・介護の支援事業の充実や育児・介護休業のとりやすい職場環境を整備するとともに、女性に介護や子育ての負担を偏らせることなく、男性も介護や子育て等に積極的に参加し、お互いに助け合っていくことが必要になっています。



第3章 基本目標と施策の方向

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

長い時間をかけて形づくられてきた固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行などは、時として男女のあらゆる分野への活動を狭め、参画を阻む原因となつていふこともあります。一人ひとりの個性と能力を認め、男女が互いに尊重し合い、自立する精神を育むことは男女共同参画社会を実現するための基盤となるものです。固定的性別役割分担意識や従来の社会慣行を再考し、あらゆる場面における男女共同参画の実現を目指します。

施策の方向

①男女共同参画の視点での社会制度・慣行の再考

性別にとらわれず、人々が様々な活動に参画できるように条件を整備するとともに、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習・しきたりについて、再考や改善に向けて男女共同参画の視点をもった意識を醸成していきます。

②男女の人権が尊重される社会の実現と暴力の根絶

市民に人権尊重の意識を深く根づかせるための啓発を進めます。女性に対する暴力を根絶するには、それが人権尊重の意味からも許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが重要であり、そのための啓発を推進します。また関係機関との連携を構築していきます。

③男女共同参画社会を築く教育・学習の推進

すべての人がその個性と能力を発揮し、多様な生き方を主体的に選択できるよう、学校教育の各段階において、男女共同参画社会づくりの理念をさらに理解するよう意識の啓発等を行います。また、男女が共に各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画し、多様な生き方ができるようにするために、生涯学習の推進を図ります。



基本目標 2 参画の拡大と推進によるまちづくり

仙北市の人口の男女比は若干女性が多くなっており、また、市の施策の対象となる市民の約半分が女性であるにもかかわらず、本市の政策・方針決定過程への女性の参画は不十分な状況であり、平成19年4月1日現在の市の審議会女性委員の比率は10.89%にとどまっています。市の審議会等への女性委員の比率は平成22年度までに20%に、平成27年度までに30%にすることを仙北市総合計画において目標に掲げています。目標達成に向けて、女性の参画促進を推進していきます。

また、価値観の多様化、ライフスタイルの変化などから、地域における連帯意識が希薄になる一方、少子高齢化の進行や家族のあり方の変化に伴い、個人や家庭と地域社会との結びつきの重要性が高まっています。活力ある地域づくりを推進するために、男女共同参画の視点を持った市民によるまちづくりを推進できるように、市民への啓発や体制の整備を行います。

施策の方向

①政策方針決定の場への女性の参画拡大

市の政策・方針決定への女性の参画を拡大していくため、審議会等委員の女性の参画について積極的に進めます。

②地域社会における男女共同参画の推進

まちづくりの分野や自治会など身近な地域活動の場に、男女共同参画の視点を導入するよう働きかけていくなど、地域活動における方針決定過程での女性の参画を促進します。

③男女共同参画推進による観光振興の実現

仙北市は「観光産業を活かした北東北の交流拠点都市をめざして」を将来像に掲げ市のあらゆる施策を進めています。将来像の実現に向けて、男女共同参画の視点を取り入れて観光に関する施策を推進します。

④国際交流・協力の推進

国による価値観の違い等を認め合い、すべての人々の間に男女共同参画の意識を根づかせるには国際的視野の取り組みが必要です。異文化を尊重し、お互いの理解を深めるための国際交流、男女共同参画に関する諸外国の情報収集に努め、市民にこれらの情報提供を行いながら一層の意識啓発を図ります。

基本目標3 家庭・職場・地域における多様な生き方が選択できる環境の整備

平成17年国勢調査によると、仙北市における女性の就業率は46.67%で、秋田県の44.74%、全国の45.47%に比べ若干高くなっています。女性の社会参画が進み、様々な分野に女性が進出するなど職域の拡大がみられると同時にパートタイム労働、派遣労働などの非正規労働者が増えるなど就労状況は大きく変化しています。

多様なライフスタイルに応じて、仕事や家庭生活、地域生活、自己啓発などのさまざまな活動について、男女ともに自分の希望に沿ったかたちで選択できるよう支援の施策の充実を進めます。

施策の方向

①雇用の分野における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法や育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の趣旨、内容の周知を図るとともに男女労働者間の格差を解消するには事業所の積極的改善措置が必要であることから、啓発を進めます。

②農林業・商工業等における男女共同参画の推進

仙北市において、農林業、商工業等は重要な担い手を育成する産業です。過疎化、少子高齢化が進むことが予測される中、これからも女性は重要な担い手であるとともに、その能力が十分発揮できるよう、男女が対等なパートナーとして経営に参画できるよう啓発を進めます。

③ワーク・ライフ・バランスの推進

生活の中で、父親、母親、夫、妻、会社員、また地域社会の一員など、さまざまな役割を担いながら生活をしています。個人、家庭、職場の役割に偏らないで、バランスよく展開できるよう、誰もが能力を十分に発揮でき、満足感や充足感が得られ、ゆとりをもった生活ができるように支援や施策を推進します。



基本目標 4 男女共同参画社会による健康長寿社会の実現

生涯を通じて心身ともに健康で活力にみちた生活を営むことは、男女が共に自立して生きていくための基本的要件であり、男性も女性もお互いの身体の特徴を十分理解し合い、思いやりを持って生きることは、男女共同参画社会の形成の前提になるものです。

仙北市では、65歳以上の老年人口割合が、平成17年国勢調査によると30.9%であり、全国（20.9%）や全国第2位の秋田県（26.9%）に比べても高齢化が進行しています。65歳以上に占める女性の割合も60.3%と男性を上回っており、高齢者の直面する問題は女性に対してより大きな影響を及ぼすことになります。

少子高齢化が一層進展していく中で、市民が安心して暮らせる活力ある社会を築いていくためには、ノーマライゼーションの理念に立脚し、高齢者も障害のある人も、社会の一員として地域づくりに参画していけるように積極的な情報提供を行います。

施策の方向

①生涯にわたる健康づくりへの支援

年齢や性別・職業に関係なく健康に関心をもつ人が多いことから、男女の生涯を通じた健康づくりの推進を図り、市民一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組めるよう支援します。女性は妊娠、出産を経験するなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する意識を男性も含めて広く社会に浸透させるため、その重要性について正しい知識・情報の提供を行います。

②高齢者や障害を持つ人々が安心して参画できる環境の整備

高齢者介護の負担を家族、とりわけ女性に偏らせることなく、社会全体で支えていくための施策を進めます。またノーマライゼーションの理念に立脚し、高齢者や障害を持つ人々がその意欲や能力を發揮して社会に参画し、社会を支える重要な構成員として充実した生活が送れるよう、学習機会や社会参画機会の提供等を行います。またそのための基盤として、在宅を基本とした福祉サービスの充実を図り、家族も含めて安心して心豊かな日常生活を過ごすことができるよう支援します。

第4章 計画の体系と施策の方向

1. 計画の体系

基本目標	施策の方向	基本施策
基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識づくり	①男女共同参画の視点での社会制度・慣行の再考	(1) 社会的につくられた性差にもとづく制度・慣行の再考 (2) 男女共同参画に関する意義・意識の啓発 (3) 男女共同参画推進のための意見交換と意識づくりの推進
	②男女の人権が尊重される社会の実現と暴力の根絶	(1) 人権侵害根絶への意識改革の推進 (2) DV、セクシュアルハラスメントの防止対策の推進
	③男女共同参画社会を築く教育・学習の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 (2) 生涯学習の推進
基本目標2 参画の拡大と推進によるまちづくり	①政策方針決定の場への女性の参画拡大	(1) 女性の人材育成と人材の情報の活用 (2) 市の審議会・各種委員会等への女性委員の参画促進 (3) 市役所・企業等における女性の参画促進
	②地域社会における男女共同参画の推進	(1) 地域活動への参画促進 (2) 女性のチャレンジ支援 (3) 男女共同参画の視点による防災・災害復興
	③男女共同参画推進による観光振興の実現	(1) 女性の視点を活かした観光振興 (2) 観光客受入態勢の整備 (3) 観光客と市民の交流の推進
	④国際交流・協力の推進	(1) 国際理解と国際交流の推進 (2) 多様な文化を認め合うまちづくり
基本目標3 家庭・職場・地域における多様な生き方が選択できる環境の整備	①雇用の分野における男女共同参画の推進	(1) 男女性差のない雇用・労働条件整備の環境づくり (2) 多様な働き方とその支援体制の推進
	②農林業・商工業等における男女共同参画の推進	(1) 固定的な役割分担の見直し (2) 職業人としての自立促進
	③ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発 (2) 子育て支援対策の充実 (3) 育児・介護等両立のための雇用環境づくり (4) ひとり親家庭等の自立支援
基本目標4 男女共同参画社会による健康長寿社会の実現	①生涯にわたる健康づくりへの支援	(1) 母子保健サービスの充実 (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の啓発 (3) 生涯を通じた男女の健康維持と増進
	②高齢者や障害を持つ人々が安心して参画できる環境の整備	(1) 高齢化社会に適応した福祉の充実 (2) 障害者の社会参加の促進と自立支援

第5章 計画の体系別具体的施策

基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

施策の方向① 男女共同参画の視点での社会制度・慣行の再考

基本施策		
具体的施策	内容	担当課
(1) 社会的につくられた性差にもとづく制度・慣行の再考		
広報、ホームページ等による慣行や習慣の見直し啓発	男女共同社会における、慣行や慣習を再考する糸口となるよう、広報やホームページ等で啓発を行うとともに各種講座、シンポジウム、イベント等の情報提供を行う。	総務課 企画政策課
(2) 男女共同参画に関する意義・意識の啓発		
1. 図書資料等の収集と提供	自由に閲覧でき、無料で借りられる「男女共同参画に関する図書」コーナーの設置及び「所蔵本リスト」を作成。	学習資料館
2. 市広報、ホームページ等での市民意識の啓発	男女共同参画に対する市民意識の向上や改革へ大きな役割を果たすよう広報、ホームページ等で啓発活動を推進する。	総務課 企画政策課
(3) 男女共同参画推進のための意見交換と意識づくりとの推進		
1. 仙北市男女共同参画推進委員会による意見交換	仙北市男女共同参画推進委員会において、意見交換の実施と会を通じた意識づくりの普及。	企画政策課
2. 男女共同参画フォーラムや講座の開催	男女共同参画に関するフォーラムや講座を開催し、市民への意識づくりの場を提供。	企画政策課
3. 仙北市男女共同参画拠点施設の活用	仙北市男女共同参画拠点施設の周知と普及促進。	企画政策課

施策の方向② 男女の人権が尊重される社会の実現と暴力の根絶

基本施策		
具体的施策	内容	担当課
(1) 人権侵害根絶への意識改革の推進		
広報、ホームページ等での啓発や相談体制の充実	性別等への人権侵害行為を防止するとともに、人権に関する多様な学習情報等を提供するため、広報やホームページ等で人権侵害に向けての意識の啓発を行い、人権に対する様々な問題について気軽に相談できるよう、行政相談等の体制の充実を図る。	総務課
(2) DV、セクシュアルハラスメントの防止対策の推進		
1. DV、ストーカー行為等の被害者保護	被害者からの支援措置申出があった場合、支援の必要性の確認及び関係市町村への転送、他の相談窓口への紹介等行う。	市民課 社会福祉課
2. DV、セクシュアルハラスメントの防止啓発	DV、セクシュアルハラスメント防止に関する情報提供と啓発を行う。	企画政策課 社会福祉課

施策の方向③ 男女共同参画社会を築く教育・学習の推進

基本施策		
具体的施策	内容	担当課
(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進		
学校教育における男女平等教育の推進	①児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育の実施 ②男女平等の重要性、人権の尊重、男女の相互理解と協力、家庭生活や働く場における男女共同参画の大切さなどの教育活動全体を通じた指導の充実 ③出席簿における名簿の取り扱いをはじめ、学校の日常生活の中で、気づかないまま子どもたちの価値観の形成に影響を与えていることからの点検や見直し	学校教育課
(2) 生涯学習の推進		
男女共同参画の学習機会の提供	各集会の折に、「男女の共同」をテーマにして意見をもらい、より身近な問題としてとらえてもらえるよう啓発をする。	生涯学習課

基本目標 2 参画の拡大と推進によるまちづくり

施策の方向① 政策方針決定の場への女性の参画拡大

基本施策		
具体的施策	内容	担当課
(1) 女性の人材育成と人材の情報の活用		
女性団体、グループの支援と人材情報の提供	①女性団体、グループ等の活動を紹介し、団体等の支援、育成のバックアップを図る。 ②個人情報に配慮しながら、県と連携し人材紹介等の情報提供を行う。 ③女性セミナーや各種研修会等の情報提供を行い、女性リーダー育成の後方支援を推進する。 ④時代に見合った職業観の育成と能力向上を図る。	総務課 企画政策課
(2) 市の審議会・各種委員会等への女性委員の参画促進		
審議会等における女性委員の比率向上	①各団体枠推薦の委員については、団体長に限定することなく女性を含めた複数の推薦を依頼する。 ②学識経験者から選任される委員については、選任の対象を拡大し、関連分野からの選任ができるよう努める。 ③女性委員がいない審議会等についても、委員改選時に女性委員を選任するよう努める。 ④各分野において女性委員の割合を数値目標化し、達成期限を決める。	各課
(3) 市役所・企業等における女性の参画促進		
女性の管理職、役職等への積極的登用	①市役所においては、女性職員の研修等への参加を促進し、資質の向上を図り、能力の活用をしながら、女性職員の管理職への登用や、市の政策や方針決定について、検討段階から参画できるようにする。 ②企業等においては、代表者や役員など方針決定の立場にある女性の比率は極めて低く、男女の意見が平等に反映されにくいなどの現状が見られるため、事実上生じている格差是正や女性の管理職、役職等への登用や職域拡大の促進に向けた啓発や情報提供を行う。	総務課 企画政策課 商工課

施策の方向② 地域社会における男女共同参画の推進

基本施策		
具体的施策	内容	担当課
(1) 地域活動への参画促進		
1 伝統行祭事への参加	伝統行祭事の多い仙北市においては、以前より男女助け合いのもと準備実行されてきたところであるが、今後より一層の相互尊重する意志をもって地域活動への参加を図る。	観光課
2 まちづくりの分野への女性の積極的登用	都市計画マスタープランの策定にあたり、女性委員の積極的な登用を図り、女性の声を反映していく。 また都市計画審議会、歴史的景観審議会などまちづくりの分野における審議委員も女性の参画促進を図る。	都市整備課
3 地域づくり活動への支援	NPO等の活動支援、情報提供、地域活動拠点施設の整備を進める。	企画政策課
(2) 女性のチャレンジ支援		
女性の多様な分野へのチャレンジを支援	関係機関と連携し、女性が多様な分野へのチャレンジできるよう、啓発、情報提供を行う。	企画政策課
(3) 男女共同参画の視点による防災・災害復興		
防災・災害復興における男女共同参画の意識の普及	防災や災害復興などの分野で男女共同参画の意識が普及できるよう啓発を行う。	環境防災課

施策の方向③ 男女共同参画推進による観光振興の実現

基本施策		
具体的施策	内容	担当課
(1) 女性の視点を活かした観光振興		
1. 共に働きやすい環境の整備	観光産業の従事においては男性よりも女性の比率が高く、共同経営者として活躍する女性も多いことから、さらなる労働環境の整備・充実を目指す。	観光課
2. 女性の声をとり入れた観光施策の推進	①仙北市観光振興計画策定にあたり、策定委員会に女性を登用し、広く意見を聴取し施策に反映させていく。 ②観光アドバイザー（仮称）等の設置を検討し、女性の登用を検討。	観光課

(2) 観光客受入態勢の整備		
旅行者にやさしい観光地づくりの推進	ごみのないまち、清潔なトイレ、自然保護対策など市民の心がけとホスピタリティの向上による観光地づくりを推進。	観光課
(3) 観光客と市民との交流促進		
伝統行事や体験学習を通じ、交流人口の増加を図る	火振りかまくらや紙風船上げに代表される「観光客も体験できる伝統行事」、グリーンツーリズムや農林業体験に代表される職場体験の受け入れ、樺細工やイタヤ細工等の体験学習等により、市民と観光客の交流を深め、観光客の増加及び通過型観光から滞在型観光へのシフトを図る。	学習旅行支援室

施策の方向④ 国際交流・協力の推進

基本施策		
具体的施策	内容	担当課
(1) 国際理解と国際交流の推進		
1. 外国人にも魅力ある観光地への整備	年々増加傾向にある外国人観光客に対し、通訳の養成や標識・パンフレット等案内機能の充実、宿泊施設のホスピタリティ向上によって、外国人が安心快適に旅行できる観光地を目指す。	観光課
2. 諸外国における男女共同参画の状況の情報提供	男女共同参画に関する諸外国の情報収集に努め、市民に情報提供をし、意識の啓発を図る。	企画政策課
(2) 多様な文化を認め合うまちづくり		
文化交流の場の提供	外国からの定住者が今後増えると予想されるなかで、日本語の習得の場の提供に加え、仲間づくりや文化交流などによる相互理解を推進する。	生涯学習課 企画政策課

基本目標3 家庭・職場・地域における多様な生き方が選択できる環境の整備
 施策の方向① 雇用の分野における男女共同参画の促進

基本施策		
具体的施策	内容	担当課
(1) 男女性差のない雇用・労働条件整備の環境づくり		
職場における労働条件の向上の推進	①男女が対等なパートナーとして働く環境が整うよう、市内の事業所に対して就労における男女共同参画の意識の啓発に努める。 ②育児休業、介護休業制度の周知を一層推進する。	企画政策課 商工課
(2) 多様な働き方とその支援体制の推進		
1. 就労環境の改善と意識啓発	①パートタイム労働や派遣労働など多様化する労働形態等に対応するため、労働条件の向上について、普及・啓発を図る。 ②就労における男女平等に配慮しながら、職場の男女共同参画を推進し、女性にとって大きな負担となっている家事、育児、介護等を男女が共に担い、仕事と家庭を両立できる就労環境づくりが必要であることから、男性の長時間労働の解消、育児休業、介護休暇制度を男女がともに取得しやすい職場環境づくりについて、経営者や事業主等に啓発活動を行う。	総務課 商工課

施策の方向② 農林業・商工業等における男女共同参画の推進

基本施策		
具体的施策	内容	担当課
(1) 固定的な役割分担の見直し		
農林・商工団体などにおける女性参画の啓発	農林業、商工業団体などにおける方針決定への女性の参画促進のための啓発を行う。	農政課 商工課
(2) 職業人としての自立促進		
1. 農山村における女性の起業支援	起業活動を通じ農林業に従事する女性の経済基盤確立、地位向上を図るため、起業に関する情報の収集や提供、支援を行う。	農政課
2. 女性の農林業における経営参画の促進	農業における家族経営協定の啓発・普及を行う。家族労働を基盤とする農林業において、女性が職業に誇りを持ち、経営に携わる構成員として	

	能力を十分発揮できるよう家庭のルールづくりや就業条件、就業環境整備に取り組むための情報の提供や支援を行う。	
--	---	--

施策の方向③ ワーク・ライフ・バランスの推進

基本施策		
具体的施策	内容	担当課
(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発		
ワーク・ライフ・バランスの啓発	市民、企業に向けてワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する情報提供、周知を行う。	企画政策課
(2) 子育て支援対策の充実		
1. 地域における子育て支援サービスの充実 (1) 居宅において保護者の児童の養育を支援	①乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育） 今後必要状況を把握しながら、設置について看護師の確保による訪問型または病院施設に併設や連携等による施設型等の形態も含め検討していく。 ②ファミリー・サポート・センター 今後必要状況を把握しながら、設置について運営方法も含め検討していく。 ③育児支援家庭訪問事業 助産師、保健師による訪問活動として育児支援家庭訪問事業を検討し、きめ細やかな対応に努める。	長寿子育て課
(2) 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援	①放課後児童健全育成事業 通年型の学童保育は4ヶ所の小学校、1ヶ所の児童館に設置。また、夏休み学童保育は、市が実施主体となり4ヶ所の小学校区において低学年も受け入れ実施されている。今後は、各小学校への設置、学校や各地域の公民館等と連携を図り充実を目指す。指導員については、ボランティアの参加を促すなど人員体制の強化を目指す。 ②子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト） 今後必要状況を把握しながら、設置について検討していく。	

	③幼稚園預かり保育の実施	長寿子育て課
(3) 児童の養育に関する諸問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言	現在5ヶ所の子育て支援センターを3ヶ所増設し、育児相談、サークル活動等を実施、在宅の子育て家庭の支援を行う。また、地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を把握し、保護者への情報提供を行う。	
(4) 自治体の子育て支援事業に関する情報提供・助言及び利用の斡旋等の実施	必要な情報が必要な人に届くよう情報提供の手段等について検討していく。 家庭教育学級や育児講座、各保育所や幼稚園での育児講座の開催。	
2. 保育サービスの充実	①保育所定員 幼児人口の減少により縮小の方向となっている保育所の定員について、待機幼児が発生しないように定員の確保を図っていく。 ②延長保育事業 今後必要状況を把握しながら設置について検討していく。 ③休日保育事業 今後必要状況を把握しながら設置について検討していく。 ④一時保育事業 現在5ヶ所の保育園で実施。	長寿子育て課
3. 子育て支援のネットワークづくり	①子育てネットワークの整備 子育て家庭に対して、きめ細やかな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成に向けて検討していく。 ②情報提供体制の強化 各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、情報提供を行う。 また、広報活動を通じて、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を推進。	長寿子育て課

(3) 育児・介護等両立のための雇用環境づくり		
育児休業制度、介護休業制度の普及・啓発	育児休業制度、介護休業制度の普及のため啓発、情報提供の実施。	企画政策課 商工課
(4) ひとり親家庭等の自立支援		
ひとり親家庭の支援の推進	離婚の増加等によりひとり親家庭等が急増している。現在、経済的自立や保育支援等を行っている中で、母子家庭については、今後とも就労支援や貸付制度等の情報提供を進めながら支援していく。 また、国・県の施策が少ない父子家庭についても、民生・児童委員の活動等を通じて地域の父子家庭の状況を把握し、適切な支援に努める。	長寿子育て課

基本目標4 男女共同参画社会による健康長寿社会の実現

施策の方向① 生涯にわたる健康づくりへの支援

基本施策		
具体的施策	内容	担当課
(1) 母子保健サービスの充実		
妊産婦から子どもの成長までの一貫した健康づくり	①マタニティ教室（母子健康手帳交付と同時実施）、妊婦訪問等により、個人にあわせた情報提供やアドバイスをする ②妊婦健診、妊婦歯科健診の受診券の発行を継続し、妊娠期の健康管理を支援する ③産前産後の心の相談や、情報提供を的確に行う ④乳幼児健診の情報を提供し、受けやすい体制を充実する ⑤たばこの害について広報を行う ⑥虫歯予防事業や予防接種事業、幼児教室等の実施により乳幼児の疾病や事故を未然に防ぐように努める ⑦母子保健計画のPRと施策の展開 ⑧正しい食習慣の確立のため、出産から育児に必要な情報を提供する	保健課

(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の啓発		
情報の提供と周知	男性（特に妊婦の夫）に対して、父性意識や子育てに積極的に関わる意識を高めるため、さまざまな母子保健事業への参加を促す	保健課
(3) 生涯を通じた男女の健康維持と増進		
健康づくり事業の推進	①生活習慣病の予防のため、各種健診の実施 ②健康づくり基本計画の策定 ③子宮、乳、大腸、肺、前立腺等の各種がん検診の実施 ④心の健康づくり、自殺予防対策事業の実施 ⑤歯周疾患予防事業の実施 ⑥避妊、妊娠、不妊、更年期障害など女性特有の健康をめぐる様々な問題についての相談にあたる ⑦健康相談、訪問、ライフスタイルに応じた健康教室等、健康教育の充実と栄養指導、食生活改善推進協議会活動等により正しい食生活を普及し生活習慣病予防に努める	保健課

施策の方向② 高齢者や障害を持つ人々が安心して参画できる環境の整備

基本施策		
具体的施策	内容	担当課
(1) 高齢化社会に適応した福祉の充実		
1. 介護サービス基盤の整備と施設利用促進による介護者負担の軽減	①介護保険関連施設、在宅介護サービス基盤の整備 介護が必要となったときに必要なサービスが受けられ、高齢者が安心して在宅生活が継続出来るよう、地域密着型サービスの確保と質の向上に努め、包括的なケアシステムを目指す。 ②施設等の積極的利用促進のPR 在宅介護介護家族に対し、短期入所サービス等、施設利用のメリットに関するPRを強化するとともに、施設利用についてのマイナス意識の解消のための啓発に努め、施設利用等の促進を図る。これらの取組により、要介護者など高齢者への福祉の充実と、女性の負担軽減及び自由時間取得を図る。	長寿子育て課 たざわこ清眺苑 かくのだて桜苑 にしき園 在宅介護支援センター

<p>2. 介護サービスの質的向上</p>	<p>①研修体制の充実 サービスの質的向上のため、介護サービスに携わる人材の養成及び研修体制の整備を推進。また、サービス従事者の高い論理性と個人のプライバシー尊重をより一層徹底していく。</p> <p>②高齢者の人格尊重と被保険者の権利の保護 介護保険制度のもとでは、利用者が事業者との契約によってサービスを受けることから、社会生活において弱い立場にある利用者個人の不利益とならないよう、被保険者の権利保護に努める。</p> <p>特に意思疎通が難しい認知症高齢者についても、サービス利用者としての尊厳を保ち、本人の立場に立ったサービス提供を行えるよう配慮していく。</p>	<p>長寿子育て課</p>
<p>3. 高齢者在宅サービスの充実</p>	<p>①あんしん電話サービス事業 一人暮らし等の方の自宅に専用電話機器を設置し、24時間体制で緊急時の対応、安否確認をし、不安解消、安心、安全確保を図る。</p> <p>②外出支援サービス事業 要援護高齢者又は障害者が居宅から医療機関や福祉サービスを利用するために外出する場合、移動手段として移送車両による外出支援サービスを無料で利用できる事業を行う。</p> <p>③高齢者生活支援事業 家庭の事情及び社会的理由により養護を必要とする高齢者に対して、一時的に施設において養護する生活管理指導短期宿泊サービス事業を行う。</p> <p>④高齢者共同生活支援事業 冬期間、家庭の事情で養護を必要とする高齢者等に対して、施設（清流苑）で日常生活を見守る事業を行う。</p> <p>⑤配食サービス事業 在宅で調理の困難な高齢者に対して、定期的に居宅を訪問して栄養バランスのとれた食事提供とともに利用者の安否確認を行う。</p>	<p>長寿子育て課</p>

4. 地域生活支援（地域ケア）体制の整備	<p>①暮らしやすい居住環境の整備 高齢期における身体機能の低下に対応し、自立や介護に配慮した住宅改修及び高齢者住宅整備資金貸付事業の普及を図るとともに、それらを活用しながら住宅で生活出来るよう指導、助言体制を確立する。</p> <p>②暮らしやすい生活環境づくりの推進 公共施設や生活道路において、高齢者が外出しやすいように、段差の解消や移動しやすい道路、使いやすいスペースの確保や、手すり・スロープの設置等のバリアフリー化の推進。</p> <p>③情報提供の充実 高齢者サービス制度及びその制度改正や、サービス情報は、積極的に広報等に掲載するとともに、高齢者の意見が反映できる機会をつくる。</p> <p>④相談事業の充実 高齢者が適切にサービスを利用できるよう、また、サービス利用者の苦情を適切に処理するために相談窓口となり、他機関との相互連絡調整を図り、迅速に対応出来るよう受付から処理に至るまでの体制の確立を目指す。</p>	長寿子育て課
5. 高齢者の積極的な社会参加	<p>老人クラブ等活動組織への支援 高齢者が生き生きと生活することは、生きがいや健康づくりにつながることから、今後も老人クラブ活動の推進を支援する。</p>	長寿子育て課
（２）障害者の社会参加の促進と自立支援		
1. 生活支援の充実 （１）相談・情報提供の充実	<p>①相談支援のネットワーク化 ・自立支援協議会の設置等相談支援体制を拡充し相談事業の充実を図ります。 ・苦情処理の条件整備に取り組みます。</p> <p>②広報・情報提供手段の拡充 ・障害を身近な問題としてとらえ、考えたり、わかりあえるよう情報発信に取り組みます。</p> <p>③権利擁護の推進 ・専門機関や地域との連携等体制づくりに取り組みます。</p>	社会福祉課

<p>(2) 健康づくりの推進</p> <p>(3) 生活支援の推進</p>	<p>①障害の早期発見・予防 関係機関と連携を密にして、家庭への訪問活動の充実を図ります。</p> <p>②健康づくり 関係機関と協力しながら心の健康づくりの重要性を啓発し、全ての世代における自殺者数の減少を目指します。</p> <p>①障害福祉サービスの推進 制度の周知及び適切な運用に努め、生活の場の確保と地域生活への移行支援について取り組みます。</p> <p>②その他の支援サービスの推進 在宅福祉サービスの推進及び各種制度を活用し相談等適切な対応に努めます。</p> <p>③地域のなかで暮らすための支援 ・ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の有無に関わらず地域で共に暮らせるよう、その人にあった支援を推進します。 ・ひとり一人の程度、個性や特性に関わらずいきいきとした生活が営めるよう、多様な日中活動の場の充実を図ります。 ・障害者理解の啓発により、偏見、誤解の払拭を図りながら、施設退所者、退院患者に対して支援します。</p>	
<p>2. 社会参加の支援</p> <p>(1) 育成支援</p> <p>(2) 雇用・就業の支援</p>	<p>①子育て支援・療育体制 ・相談活動と庁内ネットワークづくりを推進します ・療育訓練事業を推進します。 ・障害児家庭の子育て支援に取り組みます。</p> <p>②学び・学校生活 ・学ぶ環境の向上と学校生活での支援を推進します。 ・卒業後の進路指導等に協力します。</p> <p>①雇用・就業の促進 ・関係機関と協力し、連携強化の取組を継続します。</p> <p>②就業を支援する取り組み ・関係機関のネットワークづくりに取り組みま</p>	<p>社会福祉課</p>

<p>(3) 社会参加活動への参加促進</p>	<p>す。</p> <p>①生涯学習、レクリエーション、芸術活動、まちづくり活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の有無に関わらず学習の機会が確保され、趣味や文化・芸術活動ができる環境の確保に努めます。 ・地域活動支援センター事業の利用を促進します。 <p>②まちづくりへの参画</p> <p>各種委員の委嘱等を支援します</p> <p>③障害者団体の活動支援</p> <p>各種団体の活動を支援します</p> <p>④参加しやすくするための取り組み</p> <p>各種制度の利用を促進・啓発します。</p>	
<p>3. 地域のバリアフリー化と安心づくり</p> <p>(1) 心のバリアフリーの推進</p> <p>(2) 安心できる生活環境づくりの推進</p>	<p>①福祉教育の推進</p> <p>ボランティア活動等、地域で支え合う活動につなげていけるように努めます。</p> <p>②相互理解と交流の推進</p> <p>交流場所として、地域活動支援センター等交流の機会を拡充していきます。</p> <p>③地域が支える活動の推進</p> <p>市社会福祉協議会の活動により、ボランティア活動や助け合いにつなげられるよう支援します。</p> <p>①快適な生活環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出しやすく人にやさしいまちづくりの促進に努めます。 ・公共施設のバリアフリー化の促進に努めます。 ・障害がある観光客に対する対応に配慮します。 ・生活情報のバリアフリー化の促進に努めます。 <p>②安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策を推進します。 ・緊急時の対応について検討します <p>③住まいの改善・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知と活用を図ります。 	<p>社会福祉課</p>

第6章 計画の推進

男女共同参画社会の実現を目指して、この計画を積極的に推進するため、市が一丸となって取り組みます。

庁内組織である「仙北市男女共同参画推進本部（仮称）」、市民により構成され男女共同参画全般についての提言や啓発活動を行う「仙北市男女共同参画推進委員会」を軸に推進していきます。

今後、さらに全市的な取組を進めるために、秋田県男女共同参画推進条例に基づき、県、企業、市民との連携・協力を図るための方策を講じるとともに、社会情勢の変化等を踏まえながら、総合的かつ効果的に推進します。

1. 市における推進体制の充実

(1) 庁内における「仙北市男女共同参画推進本部（仮称）」の設置、活用

この計画を総合的かつ効率的に推進するため、庁内の推進体制を整備し、「仙北市男女共同参画推進本部（仮称）」を設け、関係課所の連携を図り、各施策を効果的に推進します。

(2) 仙北市男女共同参画拠点施設の整備

市民と行政が協力をしながら、様々な活動を展開していくためには、その中核となる活動拠点施設が必要です。学習、情報収集、市民活動支援、交流等の機能を備えた活動の拠点となるよう整備します。

2. 関係機関との連携・協力体制の確立

(1) 市民、事業者等との協力・連携の推進

「仙北市男女共同参画推進委員会」を開催し、施策の実施等に反映します。

(2) 「秋田県男女共同参画センター」を活用した活動の展開

「秋田県男女共同参画センター」との連携を密にし、男女共同参画に関する情報や、各種啓発事業等の取り組みを積極的に利用し、より効果的な活動を展開します。

(3) 国、県等の関係機関との連携推進、情報交換の場の提供

国、県、からの情報を受けながら他の市町村との連携を図り、効果的な事業の推進を計ります。

3. 計画の進行管理

(1) 推進状況の把握

計画の実効性を高めるため、施策の実施状況を把握し、適切な進行管理に努めます。

(2) 計画の変更

計画期間中であっても計画の内容についての必要な検討を行い。緊急な課題や新たな取り組みが必要になった場合は、この計画を変更するとともに、変更後の内容を公表します。



男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに男女共同参画社会の形成の促進に関する施設の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するこ

とができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域

における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したとき、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会に形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 88 号) の施行の日から施行する。

(後略)

附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律 (中略) は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。



前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本的施策（第七条—第十五条）

第三章 性別による人権侵害の禁止（第十六条）

第四章 苦情の処理（第十七条・第十八条）

第五章 秋田県男女共同参画審議会（第十九条—第二十三条）

附則

人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。しかし、性別によって役割を固定的にとらえる意識や慣行は、家庭、職場、学校、地域社会等において、今なお残されており、男女の自由な活動の選択の妨げとなっている。

一方、少子高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化に伴い、自然、文化、産業、人材等あらゆる資源を有効に活用し、豊かで活力のある社会を形成していくことが求められている。

これらの課題を克服するためには、社会における制度や慣行が男女の自由な活動の選択に影響を及ぼさないようにすることにより、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保されるよう、男女共同参画の推進を図っていくことが何よりも重要である。

ここに、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、事業者、市町村等との協調を図りながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画に関する基本指針を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本指針)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本的な指針として推進されなければならない。

一 男女が、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任による多様な生き方を選択できることその他の男女の人権が尊重されること。

二 男女の社会における活動の選択に対して、社会における制度又は慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。

三 男女が、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。

五 男女が、それぞれの身体についての特徴を理解し合うことにより、妊娠、出産等に係る相互の判断を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康に生活できるようにすること。

六 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

七 県、事業者、県民及び市町村が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条各号に掲げる基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本指針を尊重し、当該事業者に雇用される男女が能力を十分に発揮できる環境の整備に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

第二章 基本的施策

(基本計画)

第七条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する協力)

第八条 県は、市町村における男女共同参画の推進に関する計画の策定及び施策の実施について、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(県民等に対する支援)

第九条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動について、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女間の暴力の防止に関する取組)

第十一条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するよう啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第十二条 県は、男女共同参画の推進に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、事業者及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第十三条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動への参加を促進するため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年六月とする。

(調査研究等)

第十四条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第十五条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

第三章 性別による人権侵害の禁止

(性別による人権侵害の禁止)

第十六条 何人も、いかなる場合においても、配偶者間その他の男女間において暴力行為又は精神的に著しい苦痛を与える行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる場合においても、性的嫌がらせ（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えることをいう。）をしてはならない。

第四章 苦情の処理

(苦情の処理)

第十七条 県内に住所を有する者又は在勤し、若しくは在学する者（次条において「県民等」という。）は、前条に規定する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは、知事に対し、苦情の処理の申出をすることができる。

2 知事は、前項に規定する申出があったときは、関係機関と協力して当該申出に係る事項の処理に努めるものとする。

3 知事は、第一項に規定する申出に係る事項を処理させるため、男女共同参画苦情調整員（以下「苦情調整員」という。）を置く。

4 苦情調整員は、必要に応じて、第一項に規定する申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができるものとする。

第十八条 県民等及び民間の団体は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策について苦情がある場合は、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合においてその処理について必要があると認めるときは、次条に規定する秋田県男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

第五章 秋田県男女共同参画審議会

(審議会の設置及び所掌事務)

第十九条 第七条第三項及び第十八条第二項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第二十条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第二十一条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二十二条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(委任規定)

第二十三条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

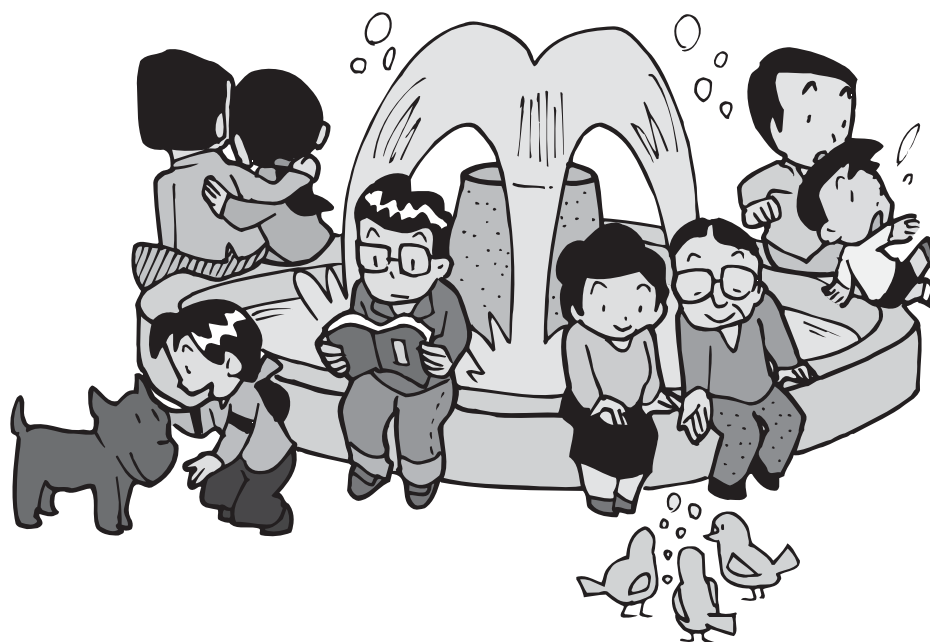
(経過措置)

2 男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により定められた男女共同参画計画は、第七条の規定により定められた男女共同参画基本計画とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略



用語説明

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。平成18年の家族経営協定に関する調査によると、「農業経営の方針決定」が最も多く、次いで「労働時間・休日」、「農業面の役割分担」についての取り決めが多くなっています。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

ジェンダー（社会的性別）の視点

「社会的性別」（ジェンダー）が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

女性のチャレンジ支援

平成14年1月開催の男女共同参画会議において、小泉内閣総理大臣から様々な

分野における女性のチャレンジの促進について検討するよう指示があったことを受け、同会議では男女共同参画基本法第22条第3号に基づき調査審議を行い、平成15年4月に内閣総理大臣及び関係各大臣に対する意見（「女性のチャレンジ支援策について」）を決定しました。

この意見の中では、雇用、起業、NPO、農業、研究、各種団体、地域、行政、国際などの様々な分野において、意欲と能力のある女性が活躍できるよう、各分野ごとの支援策をまとめるとともに、積極的改善措置の推進、身近なチャレンジ事例の提示、チャレンジ支援のためのネットワーク形成、女子学生・女子生徒へのチャレンジ支援等の重要性及び内容について言及しています。

また、〈1〉政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上」へのチャレンジ、〈2〉起業家、研究者・技術者など従来女性の少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ、〈3〉子育てや介護などでいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」の3つに分け、これらを総合的に支援していくことの重要性や、仕事と子育ての両立支援を充実していくことの意義も述べられています。

なお、女性のチャレンジ支援策の提言の中で特に重点的な取組として、次の3つの方策が示されています。

(1) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

2020年（平成22年）までに指導的地位に示す女性の割合が少なくとも30%になることを目指します。

(2) 身近なチャレンジモデルの提示

一人一人が具体的に自分にあったチャレンジをイメージ、選択できるよう身近なチャレンジモデルを提示します。

(3) チャレンジ支援のためのネットワーク環境の整備

いつでも、どこでも、誰でもチャレンジしたいときに必要な情報を効率的に得られるよう、情報のネットワーク環境を整備します。

セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。

なお、「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。

また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年労働省告示第20号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定しています。

積極的改善措置

「積極的改善措置」（いわゆるポジティブ・アクション）とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

男女共同参画週間

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」を設けています。

この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男

女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しています。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。

ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。

ノーマライゼーション

高齢者や障害者などもすべて一緒に暮らす社会こそノーマルだという福祉のあり方についての考え方。障害者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を、可能な限り保障することを目標に、社会福祉を進めること。

ホスピタリティ

心のこもったもてなし、手厚いもてなし。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

ワーク・ライフ・バランス

女性も男性もそれぞれのライフスタイルに応じて、仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発などのさまざまな活動について、自分の希望に沿ったかたちでバランスよく展開していくこと。

仙北市男女共同参画推進委員会委員名簿

No.	氏名	摘要	地区
1	坂本 佐穂	あきたF・F推進員	角館町
2	藤村 希善美	あきたF・F推進員	西木町
3	富木 弘一	あきたF・F推進員	角館町
4	富岡 美津子	あきたF・F推進員	角館町
5	(株)西宮組 総務担当 鈴木貴嗣	企業 (男女イキイキ職場宣言 事業所)	西木町
6	門脇 富士美	農林業・観光	西木町
7	ピッカブー赤ちゃん会 佐々木 恵美子	女性団体	角館町
8	伊藤 和彦	人権擁護委員	田沢湖
9	高藤 孝子	民生児童委員	田沢湖
10	廣川 浩子	社会教育委員	角館町

仙北市男女共同参画標語 優秀作品

一般の部

- 最優秀賞 あらあなた おいおまえ「代わってやろが！」で共同参画
(仙北市角館町 阿部 麗子さん 37歳)
- 優秀賞 認め合い 支え合い いきいき男女の 夢未来
(東大阪市 駒井 瞭さん 71歳)
- 絆持つ 地域に家庭に 社会にも
(秋田市 鎌田 奈緒子さん 32歳)

学生の部

- 最優秀賞 認め合う 明日につながる 参画社会
(角館高校2年 栗谷 由香さん)
- 優秀賞 お互いを認めてつくる明るい未来
(角館高校2年 高橋 茉莉也さん)
- つくろうよ！明るい未来 共同で
(角館高校2年 鈴木 茜さん)

◎仙北市男女共同参画標語 募集結果

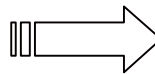
1. 応募総数 139点

2. 募集期間

H19. 6. 15~H19. 7. 31

3. 応募方法

講演会	1
ハガキ	5
持参	9
ホームページ入力	25
郵送	1
投票箱	13
学校	86



3. 応募者

一般	14人
うち市内	10人
学生(角館高校)	86人
計	100人

男	51人
女	49人
計	100人

田沢湖地域センター	0
角館地域センター	1
西木地域センター	0
田沢湖公民館	0
角館公民館	0
西木公民館	3
田沢湖図書館	0
総合情報センター	8
角館交流センター	1

仙北市男女共同参画計画

平成20年3月

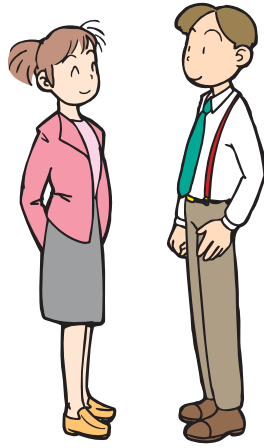
編集・発行／仙北市総務部企画政策課

〒014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30

電話 0187-43-1112 FAX 0187-43-1300

E-mail kikaku@city.semboku.lg.jp

URL <http://www.city.semboku.akita.jp>



 **仙北市**
男女共同参画計画